



写真管理における電子媒体による工事写真の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成10年12月18日

河 第 574 号
平成10年12月18日

部内各課（室）長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

写真管理における電子媒体による工事写真の取扱いについて（通知）

このことについて、コスト縮減対策の一環として、工事写真の電子化を促進し、施工管理業務の効率化を図るため、別紙のとおり取扱いを定めました。
については、土木部の発注する工事について、平成10年12月25日以降新規に契約する工事から適用してください。